

第3号議案

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の 一部改正について

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正することについて、次のとおり提案します。

平成26年6月13日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

1 提案の要旨

奨学のための給付金制度の創設に伴い、広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金と奨学のための給付金との併給を禁止するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

広島県教育委員会告示第 号

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月 日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和五十一年広島県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 その者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。）が、その者に係る奨学のための給付金の支給を受けていない者であること。

附 則

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、平成二十六年年度分の修学奨励金から適用する。

広島県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和五十一年広島県教育委員会告示第四号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(修学奨励金の貸付けの対象者)</p> <p>第三条 第一条の規定による修学奨励金の貸付けの対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 その者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。）が、その者に係る奨学のための給付金の支給を受けていない者であること。</p> <p>六 (略)</p>	<p>(修学奨励金の貸付けの対象者)</p> <p>第三条 第一条の規定による修学奨励金の貸付けの対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 (略)</p>

附 則（平成二十六年六月 日教育委員会告示第 号）

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、平成二十六年年度分の修学奨励金から適用する。